

令和 3 年 12 月 22 日

お客様 各位

株式会社確認サービス

代表取締役社長 畑中重人

## 国土交通大臣「監督命令」について

日頃より、株式会社確認サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨日 12 月 21 日に当社は指定確認検査機関として国土交通大臣から建築基準法第 77 条の 30 の規定に基づく「監督命令」を受けましたので、各位へ御報告するとともに深くお詫び申し上げます。

[処分の内容は、こちら\(国土交通省 HP 報道発表資料\)をご覧ください。](#)

なお、今回の「監督命令」は、建築基準法第 77 条の 35 の規定に基づく「機関の指定取消し」及び「業務停止命令」ではありませんので、引き続き通常業務を継続しております。

今回「監督命令」となりましたのは、当社が確認済証を交付した時点で、敷地内に位置指定道路が存在していたことが理由です。

通常の確認審査ではお客様が作成した配置図を基に、敷地周辺の認定道路や指定道路を全てチェックしておりますが、今回の案件は都市計画法第 43 条許可物件であったことから、指定道路のチェックを省略したことが原因です。

[監督命令の対象となった案件の概要は、別紙\(次頁\)をご覧ください。](#)

なお、同案件は令和 2 年 9 月に特定行政庁からの連絡により発覚し、ただちに社内改善を行い、現在は同様の案件が発生しない審査体制となっております。